

「宮城県みどりの食料システム戦略推進ビジョン」に関する懇話会開催要綱

(目的)

第1 宮城県では令和3年3月に「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」を策定し、食と農の振興を図るとともに、環境と調和した農業・農村づくりを推進している。

一方、国では食料・農林水産業が直面する持続可能性の課題や地球環境問題とSDGsへの対応を踏まえ、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための政策方針「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定し、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化や有機農業の取組面積を100万haに拡大するなどの目標を掲げた。

このような状況を踏まえ、気候変動の状況や環境負荷低減に向けたこれまでの取組等を整理し、農業者、食品関係事業者、消費者等の連携促進を図りながら、宮城県における生産性と持続的が両立する食料システムの構築に向けた施策を一体的かつ効果的・効率的に推進する必要があることから、広く農業者や関係団体等の有識者から参考とする意見を聴取するため、「宮城県みどりの食料システム戦略推進ビジョン」に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2 懇話会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 宮城県における生産性と持続的が両立する食料システムの構築に関すること
- (2) その他宮城県みどりの食料システム戦略推進ビジョンに関する事項

(構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる分野から知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

(座長)

第4 懇話会に座長1名、副座長1名を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県農政部農業政策室において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

分野	構成員数	摘要
学 識 者	1名	
生 産 者	2名	環境に配慮した農業に関する知見を有すること
スマート農業関係者	1名	スマート農業に関する知見を有すること
流 通 事 業 者	1名	県内産農林水産物の流通に関する知見を有すること
小 売 事 業 者	1名	県産農林水産物の販売、地域資源の循環に関する知見を有すること